

河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱

河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年河南町告示第94号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号。以下「条例」という。）に基づき、本町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・委託役務等の調達契約並びに財産の買入れ、借入れ、売払い等及び貸付契約等（以下「契約」という。）から暴力団員及び暴力団密接関係者の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事等 条例第2条第5号に規定する公共工事等をいう。
- (2) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 条例第2条第3号に規定する者をいう
- (5) 役員等 河南町暴力団排除条例施行規則（平成25年河南町規則第37号。以下「規則」という。）第3条第5号アからエまでに規定する者をいう。
- (6) 入札参加資格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づく一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11第1項及び第2項の規定に基づく指名競争入札の参加資格をいう。
- (7) 入札参加資格業者 本町の入札参加資格者名簿に登載された者をいう。
- (8) 下請負人等 条例第7条各号に規定する者をいう
- (9) 登録取り下げ者 条例第8条第1項第4号に規定する者をいう
- (10) 売払い等 条例第2条第6号に規定するものをいう

（排除措置）

第3条 町長は、入札参加資格業者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第8条の規定に基づき、それぞれ同表に定める期間において、当該入札参加資格業者を本町の契約から排除する措置（以下「入札等排除措置」という。）

を行うものとする。

2 前項の規定は、登録取り下げ者及び入札等排除措置を受けた入札参加資格者を構成員とする経常建設共同企業体として本町に登録している者についても適用する。この場合において、登録取り下げ者に係る別表各号の規定の適用については、これらの規定中「入札参加資格業者」とあるのは「登録取り下げ者」と読み替えるものとする。

3 前2項における期間の算定は、原則としてその措置を決定した日の翌日からとする。

4 入札参加資格業者及び登録取り下げ者が、一つの事案により別表に規定する措置要件の2以上に該当することとなった場合における入札等排除措置の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものとする。

(排除措置の通知)

第4条 町長は、前条第1項の規定に基づき入札等排除措置を行った入札参加資格業者及び登録取り下げ者（以下「入札等排除者」という。）に対して、遅滞なく排除した旨を書面で通知するものとする。

(入札等排除措置等の公表)

第5条 町長は、第3条第1項の規定に基づき入札等排除措置を行ったときは、その氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに公表の原因となる事実及び入札等排除措置の期間等を本町情報公開コーナー及び本町ホームページにおいて公表するものとする。ただし、河南町個人情報保護条例（平成12年河南町条例第35号）の趣旨、目的に照らし公表することが適切でない情報は除くものとする。

(排除措置の解除)

第6条 町長は、入札等排除者について、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間が経過し、かつ当該入札等排除者から入札等排除措置の解除の申出があった場合において、当該入札等排除者が別表の各号に掲げるいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、当該入札等排除措置を解除することができる。

(1) 別表の第1号の措置要件に該当する場合 入札等排除措置を行った日から2年

(2) 別表の第2号から第5号までの措置要件に該当する場合 入札等排除措置を行った日から1年

2 前項の場合において、町長は、当該申出に係る入札等排除者が別表に掲げるいず

れの措置要件にも該当する事実がないことを証明する書面等の提出を、当該入札等排除者に対して求めることができる。

(排除措置の解除等の通知)

第7条 町長は、前条第1項の規定により入札等排除措置を解除した場合又は、入札等排除措置を継続する必要があると認める場合は遅滞なく当該入札等排除者に書面で通知するものとする。

2 前項の解除は、原則としてその決定をした日の翌日からとする。

(注意喚起)

第8条 町長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該入札参加資格業者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第9条 町長は、一般競争入札を行うに際しては、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、入札等排除者の入札参加資格を認めないものとする。

2 町長は、入札参加資格業者が契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は入札行為を無効とし、若しくは契約の締結を行わないものとする。

3 町長は、前2項に定める措置をあらかじめ入札公告等において周知するものとする。

4 前3項の規定は、せり売りをを行う場合について準用する。

(指名競争入札からの排除)

第10条 町長は、指名競争入札を行うに際しては、条例第8条第1項第2号の規定に基づき、入札等排除者を指名しないものとする。

2 町長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に入札等排除措置を受けたときは、その者の指名を取り消し、又は入札行為を無効とし、若しくは契約の締結を行わないものとする。

3 町長は、前2項に定める措置をあらかじめ入札公告等において周知するものとする。

(随意契約からの排除)

第11条 町長は、随意契約を行うに際しては、次に掲げる者をその相手方としてはならない。ただし、次に掲げる者の所有する土地を用地買収する必要があるなど、

当該契約の目的及び内容から随意契約の相手方とする特別の事由がある場合は、この限りでない。

(1) 入札等排除者

(2) 入札参加資格の有無にかかわらず、大阪府警察本部又は所轄の警察署から別表の措置要件に該当する旨の通報等を受けた当該通報等に係る事業者

(下請負契約等からの排除)

第12条 町長は、条例第7条の規定に基づき、本町との契約の全部又は一部について前条各号に掲げる者が下請負人となることを許してはならない。

2 町長は、前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

3 前項の場合において、当該契約の相手方が当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、条例第8条第1項第7号の規定に基づき、当該契約を解除するものとする。

4 町長は、前3項に定める措置をあらかじめ入札公告等において周知するものとする。

(契約等の解除)

第13条 町長は、契約の相手方が別表の各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、当該契約等を解除することができる。

(誓約書の提出)

第14条 町長は、契約金額が5,000千円以上の契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨を表明した誓約書を契約締結の際に契約担当課へ提出するよう求めるものとする。

ただし、町長が必要であると認める場合には、契約金額が5,000千円未満の場合であっても誓約書の提出を求めるものとする。

2 町長は、契約の相手方に対し、条例第8条第2項の規定により、下請負人等との契約金額が5,000千円以上の契約について、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨を表明した誓約書を下請負人等から徴し、本町へ提出するよう求めるものとする。ただし、町長が必要であると認める場合には、下請負人等との契約金額が5,000千円未満の場合であっても誓約書の提出を求めるものとする。

3 町長は、前2項に規定する誓約書を提出した契約の相手方又はその下請負人等が暴

力団員又は暴力団密接関係者であると認めるとき（第3条の規定により入札等排除措置を行う場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間、当該誓約書に違反した者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、違反の内容その他必要な事項を本町情報公開コーナー及び本町ホームページにおいて公表するものとする。ただし、河南町個人情報保護条例の趣旨に照らし公表することが適切でない町長が判断する情報は除くことができる。

(1) 暴力団員又は役員等のうちに暴力団員が含まれる事業者に該当すると認められる場合 当該認定をした日の翌日から2年

(2) 規則第3条第1項第1号から第6号までに掲げる者（前号に該当する事業者を除く。）に該当すると認められる場合 当該認定をした日の翌日から1年

4 町長は、契約の相手方が第1項に規定する誓約書を提出しないときは、その相手方と契約を締結しないよう取り扱うものとする。

5 町長は、第1項及び第2項に規定する誓約書を提出しなかった契約の相手方又は下請負人等が入札参加資格者であった場合、その契約の相手方又は下請負人等に対し、河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号）に基づき、入札参加停止措置を行うものとする。

（指定管理者等への要請）

第15条 町長は、入札等排除措置を行ったときは、指定管理者及び指定出資法人に対して、その所管部長を通じて同様の措置を行うよう要請するものとする。

（不当介入に対する措置）

第16条 町長は、契約の相手方が当該契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、条例第9条第2項により速やかに報告を求めるとともに、警察への届出を行うよう指導しなければならない。

2 町長は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、条例第9条第2項により、当該契約の相手方に対し、当該下請人等が前項と同様の措置を行うよう求めるものとする。

3 町長は、契約の相手方又は下請負人等が前2項に規定する不当介入を受け、適切に報告及び届出が行われている場合にあつて、履行遅滞等が生じるおそれがあると

認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携)

第17条 町長は、本要綱の運用にあたっては、警察等捜査機関との密接な連携のもとに行うものとする。

2 町長は、警察等捜査機関以外の関係官公庁及びその他の機関等から暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に関する情報提供があったときは、必要に応じ警察等捜査機関に情報の確認を求めるものとする。

(委員会の設置)

第18条 本町が行う契約からの暴力団等の排除を審議するため、本町に河南町暴力団排除措置委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 町長は、第3条第1項の規定による入札等排除措置、第6条第1項の規定による入札等排除措置の解除、第8条の規定による注意喚起措置、第12条第3項又は第13条の規定による契約等の解除及び第14条第3項の規定による公表について、委員会の審議を経て決定するものとする。

(委員会の組織)

第19条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、河南町入札参加業者資格審査会規程（平成17年河南町規程第5号）第3条第2項の委員及び危機管理担当課長の職にある者をもって組織する。

3 委員長には副町長を、副委員長には総務担当部長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営)

第20条 委員会は、必要に応じて委員長が召集し、委員長はその議長になる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、委員会の会議に警察署その他の関係機関の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員会は、非公開とする。

(会務の決定等)

第21条 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上で決する。

2 町長は、委員会の行った決定について必要があると認めるときは、委員会に対し

て適切な措置を講じるように命ずることができる。

(審議結果の報告)

第22条 委員長は、委員会の終了後直ちに、その審議結果を町長に報告するものとする。

(関係部署への通知)

第23条 町長は、第4条、第7条第1項の規定による通知を行ったときは、その旨を関係課長等に通知するものとする。

(委員の責務)

第24条 委員は、公正にその任務を行い、審議内容については、秘密を厳守しなければならない。

(委員会の庶務)

第25条 委員会の庶務は、契約検査担当課において処理する。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成25年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。